

# 回 覧

発 信 町民課 生活安全係  
月 日 平成28年 9月21日  
内 容 お知らせ

## 平成28年度 第2回 クリーンふくしま運動町内一斉清掃活動の実施について

日頃より、町環境美化の推進にご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。  
国・県では、毎年「環境美化行動の日」を定め生活環境の保全・公衆衛生の向上  
に努めているところです。

本町でもこの趣旨を踏まえ、**平成28年10月2日(日曜日)の午前5時  
30分から午前7時00分**における町内一斉清掃に合せて、今年度第1回のク  
リーンふくしま運動を実施いたします。(可燃・不燃ごみの分別排出。資源ごみは分別の  
必要無し)

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、区民総参加により実施されますよう  
お願い申し上げます。

**あわせて、各集積所の取り残しごみも回収しますので、回収しや  
すいように集積所の整理整頓もお願いいたします。**

## ～ 分ければ資源・分けないとごみ ～

- 1) 正しく分別し、指定された袋で指定の場所へ。  
分別が悪く取り残されたごみを、保健委員の方が分別している例があります。  
取り残された違反ごみは、中身を確認し正しい分別をして排出しましょう。  
各集積所は、清潔に維持管理をしましょう。
- 2) 循環型社会のキーワード3R。ごみ減量や資源物のリサイクルを進めましょう。  
Reduce : リデュース (減らす)  
Reuse : リユース (再使用)  
Recycle : リサイクル (再生利用)
- 3) 不法投棄は法律により罰せられます。自分の土地でもごみを捨てることは、  
法律で禁止されています。  
不法投棄を行った者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、  
又はこれを併科する。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)
- 4) 家庭のごみや、事業により発生するごみを焼却することは法律で禁止されて  
います。これにより火災も発生しています。  
不法にごみを焼却した者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金  
に処し、又はこれを併科する。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)